「静岡県内における中小企業の現状と課題」

2013 年 4 月 27 日

児玉和人（静岡英和学院大学短期大学部　専任講師）

静岡英和学院大学短期大学部の児玉と申します。本日は春のシンポジウムにお招き頂きましてありがとうございました。私、実は中小企業論と地域経済論、中小企業政策や自動車のサプライヤーシステムの歴史的変遷というのが研究のテーマです。今回は藤井先生が自動車部品の自動車産業関係のご研究を報告されるということですので、私は長らく大阪自治労連の大阪自治体問題研究所という所で、地域経済とか商業とかを研究させられたということで、今回商業についてお話してくれる人がいないということですので、静岡県の商業の動向というか製造業以外のことについて、お話させて頂こうかなと思っております。

私は、静岡英和学院大学短期大学部に所属していますが、現代コミュニケーション学科という所で、ただ一人、私が社会科学系の教員です。そこで経営学入門とか生産管理論とか起業論またはインターンシップを担当しております。

私は大阪の商店街の研究もしてきました。実は大阪っていうのはこんな感じで、開放型の店舗なわけですね。誰でも入ってきて、いわしのフライ、コロッケ 50 円、これが実は引き寄せる商品なわけです。こういう風に大阪の身近な商店街という形で、商業というのは、実は地方自治体に大変関わりが深いです。生産課の分類で言うと、工業分野、製造業分野というのは分類で言うと、政令市は都市でやりますけれど、一般的に県が工業を担当しています。商業は大体が、地方の市町村におまかせの状態です。そういう分類で理解して頂けたらいいかなと思います。

1.日本経済における中小企業の位置

まず日本の中小企業の総論的なお話をさせて頂きますと、中小企業が日本の大半だということです。（図 1）企業数を見ていただくとわかりますが、小規模企業が圧倒的に多いですね。さらに中小企業ですね、こういう風なところが圧倒的に多いので、中小企業を理解しなくては、日本経済の、また社会を理解することはできないと言っております。中国の留学生が、私の講義の感想文を書くと、みんな驚くわけですよね。トヨタとかヤマハとかというイメージがあるけれども、そんな小さい企業がたくさん日本にあるのはなぜなんだろうということを、良く書いて頂くことがあります。

ここで更にもう一つ理解を深めて頂きたいのは、実は製造業の付加価値です。1 年間に原材料仕入れてどれだけ価値を付けたかということですけれど、ここで見ていただくとやっぱり大半の半分くらいは、小規模や中小企業が価値を付けています。要するに中間材で作る所を、もっぱら中小企業が担ってきたということです。

また水産加工業とか理容業とか美容業とか、ほとんど中小企業しかないという業界・業種もあるわけです。ですから実は日本の中小企業は、就労人口の 70%は中小零細企業であ

り、製造業付加価値額の 50%、または生活に密着した企業が多いということです。

もう一つ、いきなり大企業はありませんから、松下幸之助も大阪電業の会社を飛び出した時に、奥さんと義理の弟、兄弟と４人で創業しましたから、簡単に言うと、どんな大企業でも中小企業から始まるわけです。

さらにもっと広い視野で見ると、地方行政・社会福祉・教育の担い手です。どういうことかと言うと、要するに市の広報配っている人って商店街の役員だったりするわけですね。もう一つ児童福祉委員だとか民生委員とか保護司など、圧倒的に自営業者が多いです。もう一つは消防団員もそうですね。ですから実は自営業が減少するということは、日本の社会の危機でもあるわけです。そういうところまで理解が足りない人が多くて、中小企業事業者が税金を無駄遣いしていると批判する人がいますけれども、大方間違っていますね。私はどこの会合でも言っていますので、改めて申し上げたいと思います。要するに中小企業事業者っていうか、自営業者がいなくなっちゃうということは、全て公務員に置き換えるか NPO に置き換えるしかないわけです。そのために税金を払うことができるかどうかということを、政治家や皆さん、ちゃんと議論した方がいいと思います。

2. 中小企業政策の転換点

具体的なお話をさせて頂きたいと思いますが、中小企業の政策の流れを説明していきます。ざっくり三つに分けます。まず中小企業庁が設置した中小企業庁設置法（1948 年 7 月）という法律があります。行政が中小零細企業にサービスを行う、要するに、組織化、集団化、公的融資、経営診断という政策メニュー４つを全国的に展開しました。当時、満州や植民地下の引揚者が、闇市で品物を並べていたり、町工場も小学校出ただけの人たちが多くて、簿記とか全然わからない、要するに近代経営にほど遠い状態だったわけです。そういう状態を克服するために、日本全体の経済の近代化っていう目的を求めて、中小企業庁というのが設置されました。経済集中を防止して、健全な中小企業を目的とするというのが、実は中小企業庁設置法第１条に書かれています。

次に中小企業基本法（1963 年）、これ中小企業政策の憲法にあたるわけです。二重構造の解消、要するに大企業と中小企業の福利厚生や、賃金、待遇面が著しく異なります。国にとってそれも大事だけれど、実は技術ですね。技術とか、百貨店と個人商店の販売技術の差っていうのが大きいと言われていましたので、ここの中味を近代化の推進、そのことによって大企業と中小企業の差を小さくするものだということを目的としました。

ところが、中小企業基本法改定（1999 年）で何が謳われたかというと、実はここまではどちらかというと社会政策的な側面が多くて、中小企業事業者は全体に協同組合に入って、そこで公的融資を受けてもらって、それを近代的な経営を勉強したいとか、公的に融資を受ける受け皿で、広くアクセスできたわけですね。ところがここからは何て言ったかというと、中小企業事業者はもう弱者じゃないんだと、もうこの辺で克服されたのだから、経済発展の苗床（なえどこ）と考えて、要するに優れた企業や、やる気のある企業をピック

アップして、それを引き上げていくと、それによって経済成長戦略を描いて、日本のもう一つの発展の素材にするということです。さらに今まで業界だとか、または商店街だとか、要するにある特定地域だとか、ある業界団体にお金を公布していたわけですけれども、それが今変わっているのは、個別店舗とか個別企業に対しての優遇政策ということを行っています。実はこれは、私は批判的に考えているところでありまして、また説明させて頂きたいと思います。

3.静岡県中小企業政策の特徴

具体的に静岡の中小企業の政策を見て行きたいと思います。実は静岡という所は、私から見たら優れている所です。大阪ではまとまらないというので、初代長官蜷川虎三が最初に新聞記者にインタビュー受けたときに、何て言ったかというと「中小企業よ団結せよ」です。今ここが経済発展のための経済復興のために団結しなければならない。団結なんか大阪じゃ一度もやったことがないです。見ていると小学校の学級会状態です。定例会も半分以上が集まらないし、業界団体加盟も半分が多いわけです。商店街にいたっては、本当に加入率が低くて、みんな悩んでいます。もちろん天神橋筋商店街だとか、豊南小売市場とか、ああいう名門の所は入っていますよ。だけれども戦後できたような商店街は、本当に加盟に苦しんでいます。それに比べて静岡の場合は、もともと農村や漁村のコミュニティから始まっているところがあって、実は業界団体に大変加入率が高いです。

次に組織化、集団化ですけれど、要するにまとまりが基本的にあるわけです。工業団地に一緒に入りましょうとか、または協同組合に入って一緒に皆で勉強しましょう、そういうところが静岡の企業というのは優れている特徴じゃないかなと思います。

もう一つ金融機関が大変多いですね。信用金庫は大阪と同じ数です。しかも銀行は、清水、駿河、静岡と三つあって、しかも第二地方銀行が一行ありますね。静岡っていうのは三つの国が無理やり合併したものだから、実は大阪に匹敵するくらい、銀行、金融機関の数が多くて、ある意味では融資機会が、A が駄目なら B が行く、C が駄目なら D が行く、そういう意味では機会に恵まれている特徴があるわけですね。

大阪はもともと信用金庫 36 あって、信用組合 50 くらいあったわけです。ですから、どこかが駄目でも他へ行けばいいということを思っていたわけですね。そしたらどこか通るだろうと。そうするとビジネスを起こしたり、運転資金確保というのは、そういう意味では機会があったわけですね。ところが今、もう信用組合 5 つしかないし、信用金庫に至っては、今度大阪東が合併しますので 10 になります。まったくもう全然そんなことではないわけですね。

その指標がこれです。高度化資金です。（図 2）高度化資金というのは何かというと、中小企業高度化資金と言って、協同組合を作った団体とか、または団地の整備並びに会館の整備とか、または共同的な学習のために融資を行ったりとか、または転貸って言いますけれど、個別の企業に協同組合の事務局を通して融資を行うということをするわけです。こ

れが静岡では、800 件を越えます。大阪は使い勝手が悪いと言われるのはどうしてかというと、協同組合に入らないわけです。要するに会費が高いとか、もともと同業者団体に入っても意味がないじゃないかということがあるわけです。それで静岡県は突出した強さを、件数を持っているわけです。

4.静岡県中小企業の動向

さらに今、静岡県の中小企業数の状況はどうなのかというと（表 1)、実は静岡県も全国的にどこも同じです。従業員 30 人以下というのは減少しているので、特に減少の幅が大きいのが 1〜4 人、5〜9 人のあたりです。この辺が大変減っています。その理由は何かと言うと、おそらく家族経営で事業継承する者がいない、また海外に移転しているために仕事が回って来ない、静岡県の商工団体連合会主催のセミナーに出た時、そういう訴えが結構多かったですね。さらに建設関係でも、静岡はまだそこまで深刻ではないけれど、やっぱり仕事がなくてつぶれている所があります。また昔、農民層分解と言いましたが、それと似たような現象が起きていると思われます。どういうことかと言うと、銀行とか金融機関とかが、融資をねらって取りあいをしている所もあります。それともう一つは、選別化です。製造業だとどういうことが起きているのかというと、規模の大きな所に選別して、そこに発注するということが見受けられます。ですから小さな所は、父さんの後を息子さんが引き継ぐことは駄目なんじゃないかというふうに、外されている所もあるわけです。そういうことの影響があると思います。商業の場合は、大型店の出店並びに商店街全体の面的な衰退、または個別の買い物の変化です。何しろインターネットで購入する販売額と、百貨店の販売額が、今、同じです。そうなってくると、非常に商業というのは危機的な状況でもあるわけです。

さらに、静岡の特徴というのは、実は中京圏と首都圏の真ん中にあるので、中部の場合だと、ほど良い距離にあるわけですね。沼津や浜松が意外に商業地域で苦戦しているというのは、実は中京圏と首都圏に近いがためにです。今回、春休みの時に、学生と一緒に御殿場と御殿場線沿線沿いとか、東海道本線沿いにヒヤリングして行ったのですけれど、みんな東京に買物ですね。「地方のお店なんか嫌だ」みたいなことを、みんな言ってますから、そんな感じになっているわけですね。ただ希望的に言うと、小売商業は 4 兆円、卸売業は 6 兆円です。全国 10 位くらいで、かなり大きいということがあります。事業所数も、やっぱり調査のたびに減っています。小売業にいたっては売上高も下がっています。いずれにしても全体のパイで見ていくと、商業販売額というのは下がっているということがご理解いただけると思います。

こういう商業政策も行われていますが、静岡方式と言って、静岡で独自の審査方法を上乗せして、大店法への厳しい政策がとられていたわけですけれど、それが今、それだけじゃ駄目ということで行われています。

実は今回、学生と組んで御殿場線沿線沿いとかの調査をしていって、B 級グルメとか、特

定ブランド認定事業調査っていうのを、やってみたわけです。実はこれが新しい中小企業政策のツールなのです。私は内容を知るまでは、地域活性化で三島コロッケ食うぞと思っていたんですけれど、実はそれがマイナスだったわけです。この B 級グルメマップで見ていくと、いい所ですけれど、たしかに地域食材の開発とか、飲食店の普及、今まで飲食店の政策ってなかったわけですね。商業もひっくるめていたので、個別の飲食店の政策とかは、なかったわけですけれど、そこに対して直接アクセスできるというのは、政策的にはひとつ新しいメニューが出たと思います。反面、民間団体主体でやると、その人たち初期投資していますので、商標登録が終わった後、新規参入するには、会員にならないと駄目だとか、多額の会費を払わなければいけないとか、簡単に参入できない不具合があるわけです。そうすると、必ずしも経済的な構成から見たら、問題があるところもあります。

もう一つ、特定ブランド、沼津が大変頑張っているわけですが、150 くらいのブランドが、行政の信用力を背景にして優れた個店を応援しています。ところがそこが問題で、実は審査も、有名店なら良いじゃないかという感じもあるし、認定に手間がかかるということもあります。もうひとつ重要なことですけれど、水産加工業で起きているのは、商工会議所の方は自慢して言ったのですが、「うちの認定ブランドが、実は卸売り会社の優良な中小企業か、そうでないか、分けるための指標になっているんだよ」と。すると私の立場からすると、「じゃあ、お父さんやお母さんがやっているような、ちっちゃい所は取れますか」って聞いたら、「いやちょっと無理なんじゃない」という話になって、やっぱり税金払っているわけだから、そういうのもフォローするべきでしょうというのが私の立場です。言いたいことはどういうことかというと、要するに新中小企業法が改正されて、必ずしも 10 年間ずっと優良な企業が現れて、その企業が発展することによって、トリクルダウンによって、利益が落ちてくるはずだったのに、何も変わらないじゃないですかということです。まだこの中小企業基本法の改正で、トリクルダウンをしてくるのを待っているけれど、上のほうだけは伸びているだけれど、下のほうはどんどん無くなっていってるじゃないかということを、問題提起させて頂きたいと思います。

5.今後の中小企業の展望

さらにここで申し上げたいのは、中小企業振興条例の制定です。中小企業家同友会の方も、お話されると思いますが、私も同じ立場です。運動の成果を条例に制定すると、これはいいです。運動を確保しましょう。そうしないと、どんどん削られていってしまう。新中小企業基本法は、優れた企業を選別してということになっています。すると技術力がないとか、サポートやケアをしないまま、どんどんどんどん切り捨てられていってしまうと、自分で自立しようとする人を阻む結果になるじゃないかと思うわけです。もうひとつ、市町村の方向性を明確にしたほうが良いですね。ですから今の静岡市は、静岡市長が何度も表明していますけれど、小売店の郊外には、大型小売店を絶対設置させないと言っています。しかし条例がなければ、市長が変われば急に話が変わってしまうでしょう。だから、

ぜひとも条例の制定をお願いしたいので、ご協力頂きたいと思います。

さらに画期的なことですが、静岡県商店街振興及び活性化条例というのが、2012 年 12 月 28 日に議会を通りまして、2013 年 4 月 1 日に施行されました。北海道、福島、大阪で制定されていますが、静岡市でも検討しているみたいです。この条例を突破口に、さらにこういう運動の成果というものを、制定できればいいと思っております。

自立しようという人たちの生活基盤について、政策的な裏があるかということを、非常に危惧しております。B 級グルメマップとか、たしかに良いけれども、問題もあります。しかし裾野の水餃子は、とっても優れているんですよ。なぜかというと、給食の調理員さんが、要するに公務員が作ったレシピなので、誰でもアクセスできるわけです。しかも無料です。だからそういう風な仕組みで、普及していくなら何も問題ないと思うわけです。ところがある団体が、特定団体が、発起人になって、頑張ったと、でも初期投資を回収しなきゃいけないからというので、制約するのだったら、法制的に問題があるじゃないかなということを、問題提起させて頂きたいと思います。これで終わりたいと思います。

以上

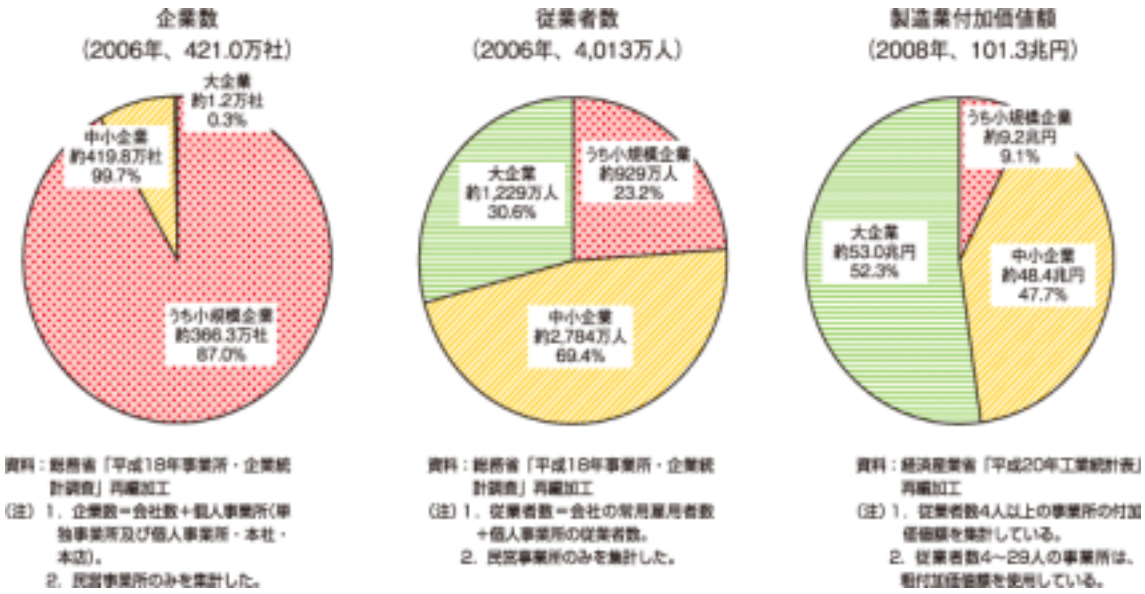

図 1.日本経済に占める中小企業の地位

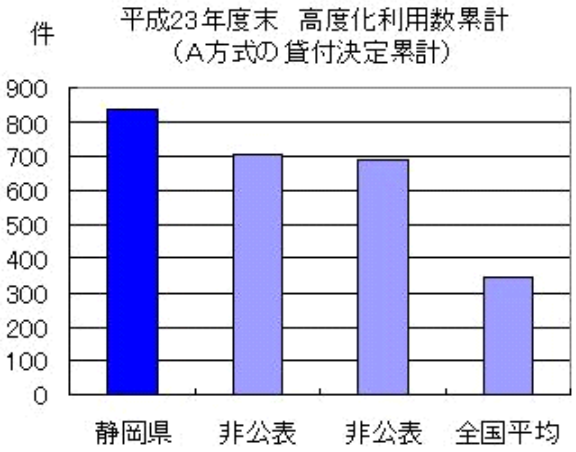

図 2. 高度化資金利用が日本一
集団化・組織化が進展している

表 1.静岡県の中小企業状況

従業員規模	全国県	静岡県
1～4 人	58.7%	60.2%
5～9 人	19.5%	19.0%
10～19 人	11.4%	11.1%
20～29 人	4.1%	3.8%
30～49 人	3.0%	2.8%
50～99 人	1.9%	1.9%
100～199 人	0.7%	0.7%
200～299 人	0.2%	0.2%
300 人以上	0.2%	0.2%
合　計	100%	100%